

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 2

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）
 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

解体工事業経過措置（附則第4条該当※1）対象者用コード

コード	資格区分 【必要な実務経験年数※2】	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	総	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
0A	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）（事務管理用）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
0B	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）（事務管理用）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
11	1級建設機械施工技士	7		7								7																		
1A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	7		7								7																	7	
12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	7		7								7																		
1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	7		7								7																	7	
13	1級土木施工管理技士（注6）	7		7	7						7	7	7			7											7	7		
1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	7		7	7						7	7	7			7											7	7		
14	2級土木施工管理技士	種別	土木（注6）	7		7	7				7	7	7														7	7		
1D			土（附則第4条該当）	7		7	7					7	7	7														7	7	
15	2級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装														7													
16			薬液注入																											
1E			薬液注入（附則第4条該当）																											7
20	1級建築施工管理技士（注6）			7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7			7				7	7			
2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）			7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7			7				7	7			
21	2級建築施工管理技士	種別	建築（注6）	7																									7	
22			躯体（注6）	7		7						7	7	7															7	
2B			躯体（附則第4条該当）	7		7						7	7	7															7	
23	2級建築施工管理技士			7	7	7	7			7						7	7	7	7			7				7				
27	1級電気工事施工管理技士									7																				
28	2級電気工事施工管理技士									7																				
29	1級管工事施工管理技士									7																				
30	2級管工事施工管理技士									7																				
33	1級造園施工管理技士																									7				
34	2級造園施工管理技士																									7				
37	1級建築士			7	7					7	7								7											
38	2級建築士			7	7					7	7								7											
39	木造建築士			7																										
41	建設・総合技術監理（建設）（注7）			7						7			7	7											7			7		
4A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）			7						7			7	7											7			7		
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注7）			7						7			7	7											7			7		
4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）			7						7			7	7											7			7		
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）			7																										
4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）			7																									7	
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									7																				
45	機械・総合技術監理（機械）																													
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									7																				
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																				
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7																				
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）			7																										
4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）			7																									7	
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																													
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）			7																										
5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）			7																									7	
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																				
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																				
55	第1種電気工事士									7																				
56	第2種電気工事士 【3年】									7																				
58	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】									7																				
59	電気通信主任技術者 【5年】																													
65	給水装置工事主任技術者 【1年】									7																				
68	甲種消防設備士																												7	
69	乙種消防設備士																												7	

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 力 塗 防 内 機 総 通 園 井 具 水 消 清 解

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業）2/2

解体工事事業経過措置（附則第4条該当※1）対象者用コード

	コード	資格区分 【必要な実務経験年数※2】	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法 合格証書	71	建築大工		7																												
	64	型枠施工		7	7																											
	6B	型枠施工（附則第4条該当）		7	7																									7		
	72	左官		7																												
	57	とび・とび工（注8）		7																											7	
	5B	とび・とび工（附則第4条該当）		7																											7	
	73	コンクリート圧送施工		7																												
	7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）		7																												7
	66	ウェルポイント施工		7																												
	6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）		7																												7
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管									7																					
	75	給排水衛生設備配管									7																					
	76	配管（注1）・配管工									7																					
	70	建築板金「ダクト板金作業」					7	7								7																
	77	タイル張り・タイル張り工									7																					
	78	築炉・築炉工・れんが積み									7																					
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7	7																								
	80	石工・石材施工・石積み					7																									
	81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいがん</small>											7																			
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												7																		
	83	工場板金															7															
	84	板金・建築板金・板金工（注4）						7									7															
	85	板金・板金工・打出し板金															7															
	86	かわらぶき・スレート施工					7																									
	87	ガラス施工															7															
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																7														
	89	建築塗装・建築塗装工																7														
	90	金属塗装・金属塗装工																7														
	91	噴霧塗装																7														
	67	路面標示施工																7														
92	畳製作・畳工																			7												
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7												
94	熱絶縁施工																					7										
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																													7		
96	造園																													7		
97	防水施工																			7												
98	さく井																														7	
その他	61	地すべり防止工事	【1年】			7																								7		
	6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）	【1年】			7																								7	7	
	40	基礎ぐい工事				7																										
	62	建築設備士	【1年】								7	7																				
	63	計装	【1年】								7	7																				
60	解体工事																														7	
その他	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	9A	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当（事務管理用）		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	

【備考】

- ※1: 附則第4条該当: 建設業法施行規則附則第4条に規定する、平成28年6月1日の改正規則施行の際、現にとび・土工事業の技術者であった場合に平成33年3月31日まで間に限り解体工事の技術者として認める経過措置に該当する者。
- ※2: 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。
- (注1) 配管: 職業訓練法施行令の一部を改正する法令(昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工: 昭和48年改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工: 屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工: 昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 平成27年度までの合格者の場合、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。
- (注7) 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。
- (注8) 2級の場合、解体工事の配置技術者となるには、解体工事に係る3年以上の実務経験が必要。

別表(三) 有資格コード一覧(特定建設業) 1/2

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当(指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
 「3」…法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当(10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験)
 「6」…法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
 「8」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験)
 「9」…法第15条第2号イ該当(国家資格取得者等)

解体工事業経過措置(附則第4条該当※1)対象者用コード

特定建設業指定7業種

コード	資格区分 【必要な実務経験年数※2】	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	機	防	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解	
01	法第7条第2号 イ 該当		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
0A	法第7条第2号 イ 該当(事務管理用)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
0B	法第7条第2号 ロ 該当(事務管理用)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
03	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	3	3				3	3	3	3													3								
04	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
建設業法(技術検定)	合格証明書	11	1級建設機械施工技士		9		9							9																	
		1A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)		9		9								9															9	
		12	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)		8		8																								
		1B	2級建設機械施工技士(第1種~第6種)(附則第4条該当)		8		8																							8	
		13	1級土木施工管理技士(注6)		9		9	9				9	9		9												9			9	
		1C	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)		9		9	9				9	9		9												9			9	
		14	2級土木施工管理技士	種別	土木(注6)		8	8							8													8		8	
		土木(附則第4条該当)				8	8									8												8		8	
		鋼構造物塗装															8														
		薬液注入															8														
		1E	業液注入(附則第4条該当)												8															8	
		20	1級建築施工管理技士(注6)		9	9	9	9	9			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
		2A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)		9	9	9	9	9			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
		21	2級建築施工管理技士	種別	建築(注6)		8	8				8	8																	8	
		躯体(注6)				8	8					8	8																	8	
		装飾(附則第4条該当)				8	8					8	8																		8
仕上げ		8			8	8	8					8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
27	1級電気工事施工管理技士								9																						
28	2級電気工事施工管理技士																														
29	1級管工事施工管理技士								9																						
30	2級管工事施工管理技士																														
33	1級造園施工管理技士																						9								
34	2級造園施工管理技士																														
建築士法	免許証	37	1級建築士		9	9				9	9								9												
		38	2級建築士		8		8				8	8								8											
		39	木造建築士		8		8																								
技術士法	登録証	41	建設・総合技術監理(建設)(注7)		9		9						9	9										9				9			
		4A	建設・総合技術監理(建設)(附則第4条該当)		9		9							9	9										9				9		
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(注7)		9		9					9	9		9	9									9				9		
		4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)(附則第4条該当)		9		9					9	9		9	9									9				9		
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		9		9																								
		4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)(附則第4条該当)		9		9																						9		
		44	電気電子・総合技術監理(電気電子)								9													9							
		45	機械・総合技術監理(機械)																				9								
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									9											9								
		47	上下水道・総合技術監理(上下水道)									9																9			
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)									9															9	9			
		49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		9		9								9																
		4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)		9		9								9														9		
		50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																							9					
		51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		9		9																			9					
		5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)(附則第4条該当)		9		9																			9			9		
52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									9																					
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									9																9					
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)									9																9	9				
電気工事士法	免状	55	第1種電気工事士																												
		56	第2種電気工事士 [3年]																												
電気事業法	免状	58	電気主任技術者(第1種~第3種) [5年]																												
電気通信事業法	資格者証	59	電気通信主任技術者 [5年]																				8								
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者 [1年]																												
消防法	免状	68	甲種消防設備士																								8				
		69	乙種消防設備士																									8			

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 機 防 舗 し 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 溝 解

別表(三) 有資格コード一覧(特定建設業) 2/2

		解体工事事業経過措置(附則第4条該当※1)対象者用コード										特定建設業指定7業種																	
コード	資格区分 【必要な実務経験年数※2】	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工																												
64	型枠施工																												
6B	型枠施工(附則第4条該当)																												8
72	左官																												
57	とび・とび工(注8)																												8
5B	とび・とび工(附則第4条該当)																												8
73	コンクリート圧送施工																												
7A	コンクリート圧送施工(附則第4条該当)																												8
66	ウェルポイント施工																												
6C	ウェルポイント施工(附則第4条該当)																												8
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																												
75	給排水衛生設備配管																												
76	配管(注1)・配管工																												
70	建築板金「ダクト板金作業」																												
77	タイル張り・タイル張り工																												
78	築炉・築炉工・れんが積み																												
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																												
80	石工・石材施工・石積み																												
81	鉄工(注2)・製罐																												
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)																												
83	工場板金																												
84	板金・建築板金・板金工(注4)																												
85	板金・板金工・打出し板金																												
86	かわらぶき・スレート施工																												
87	ガラス施工																												
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																												
89	建築塗装・建築塗装工																												
90	金属塗装・金属塗装工																												
91	噴霧塗装																												
67	路面標示施工																												
92	畳製作・畳工																												
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																												
94	熱絶縁施工																												
95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																												8
96	造園																												
97	防水施工																												
98	さく井																												8
61	地すべり防止工事																												
6A	地すべり防止工事(附則第4条該当)																												8
40	基礎くい工事																												
62	建築設備士																												
63	計装																												
60	解体工事																												8
99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第3号該当																												8
9A	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第3号該当(事務管理用)																												8

【備考】

- ※1: 附則第4条該当: 建設業法施行規則附則第4条に規定する、平成28年6月1日の改正規則施行の際、現にとび・土工事業の技術者であった場合に平成33年3月31日まで間に限り解体工事の技術者として認める経過措置に該当する者。
- ※2: 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。
- (注1) 配管: 職業訓練法施行令の一部を改正する法令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工: 昭和48年改正政令後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工: 屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工: 昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 平成27年度までの合格者の場合、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。
- (注7) 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。
- (注8) 2級の場合、解体工事の配置技術者となるには、解体工事に係る3年以上の実務経験が必要。